

特別養護老人ホーム ご利用料金表

田島ホーム・下郷ホーム
伊南ホーム・南郷ホーム
只見ホーム

平成30年4月1日現在

◎基本ご利用料金

【長期】

【多床室】

介護保険 利 用	上段	自己負担 1 割の場合
	下段	自己負担 2 割の場合

	基本	居住費	食 費	第 1 段階	第 2 段階	第 3 段階	第 4 段階
				30日合計	30日合計	30日合計	30日合計
要介護 1	557円/日 16,710円/月	第 1 段階		25,710円	39,510円	47,310円	83,310円
	1,114円/日 33,420円/月	0円	300円	—	—	—	100,020円
		300円/日					
要介護 2	625円/日 18,750円/月	9,000円/月		27,750円	41,550円	49,350円	85,350円
	1,250円/日 37,500円/月	第 2 段階		—	—	—	104,100円
		370円	390円				
要介護 3	695円/日 20,850円/月	760円/日		29,850円	43,650円	51,450円	87,450円
	1,390円/日 41,700円/月	22,800円/月		—	—	—	108,300円
		第 3 段階					
要介護 4	763円/日 22,890円/月	370円	650円	31,890円	45,690円	53,490円	89,490円
	1,526円/日 45,780円/月	1,020円/日		—	—	—	112,380円
		30,600円/月					
要介護 5	829円/日 24,870円/月	840円	1,380円	33,870円	47,670円	55,470円	91,470円
	1,658円/日 49,740円/月	2,220円/日		—	—	—	116,340円
		66,600円/月					

高額介護サービス費

介護施設の入所サービス（長期・短期を問わず）を利用すると、施設利用一部負担金額が上限額を超えた分を高額介護サービス費として市町村から支給される補助金です。

平成29年8月から

区 分			世帯の限度額	個人の限度額
第 1 段階	・生活保護の受給者 ・利用者負担を15,000円に減額することで、生活保護の受給者とならない場合		15,000円	15,000円
第 1 段階	世帯全体が	高齢福祉年金受給者	24,600円	
第 2 段階	市区町村民	合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円以下の方	24,600円	15,000円
第 3 段階	税非課税で	第2段階に該当しない方	24,600円	24,600円
第 4 段階	市区町村民 税課税世帯	一般世帯 ・世帯のどなたかが課税されている場合	44,400円 (※1)	44,400円 (※1)
第5段階	の方	現役並み所得者 (※2)	44,400円	44,400円

※1 同じ世帯の全ての65歳以上の方（サービスを利用していない方を含む。）の利用負担割合が1割の被保険者のみの世帯には、3年間に限り「年間の利用者負担上限額446,400円（37,200円×12カ月）」が設定されます。

※2 同一世帯内に課税所得145万円以上の第1号被保険者がいて、収入が単身世帯で383万円以上、2人以上世帯で520万円以上

◎加算項目及びご利用者負担額（1日あたり）

介護保険利用（自己負担1割の場合）

自己負担2割は、ほぼ2倍となります。

※各ホームによって加算できる項目が異なる場合があります。

項目	概要（条件）	金額	
初期加算	入所日から30日間、又は30日を超える入院後再入所した場合30日間加算	30円	
栄養マネジメント加算	入所者一人ひとりの栄養状態や摂食状況に応じた個別の計画を作成し、他職種共同による援助が実施されている場合	14円	
療養食加算	糖尿病食・腎臓病食など	6円	
看護体制加算（Ⅰ）	常勤の看護職員を1名以上配置	6円	
看護体制加算（Ⅱ）	①看護職員を入所者25人又は端数を増すごとに1名以上配置 ②最低基準を1人以上、上回って看護職員を配置 ③当該施設看護職員により、24時間の連絡体制を確保している以上3つの要件の1つに該当している。	13円	
口腔衛生管理体制加算	歯科医師又は歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が定期的な往診、看護職員・介護職員に対する口腔ケアに係る技術的助言及び	30円/月	
夜勤職員配置加算（Ⅰ）イ	夜勤を行う看護職員・介護職員を基準より1名以上、上回って配	22円	
経口維持加算（Ⅰ）	摂食機能障害や誤飲を有する方で、医師又は歯科医師の指示に基づき、職員が共同して食事の観察及び介護等を行い、入所者ごとに経口維持計画を作成している場合	400円/月	
経口維持加算（Ⅱ）	協力歯科医療機関を定め、経口維持加算（Ⅰ）において行う食事の観察会議等に、歯科医師等が加わった場合	100円/月	
日常生活継続支援加算（Ⅰ）	介護福祉士資格を有する職員を手厚く配置し、重度の要介護状態の方、認知症の方等が可能な限り個人の尊厳を保持しつつ日常生活を継続できるよう支援する場合	36円	
入院・外泊時費用	病院等への入院、自宅へ外泊した場合、月6日を限度として、基本料金に代えて加算	246円	
看取り介護加算	看取り介護計画に従い介護を実施	死亡日以前4日～30日	144円
		死亡日の前日・前々日	680円
		死亡日	1,280円
介護職員処遇改善加算（Ⅰ）	（基本料金＋加算料金）×8.3%		

◎介護保険対象外のご利用者負担額

項目	内容	金額
医療費	医科、歯科は医療保険にて自己負担していただきます。	実費
医薬品代	医療保険にて自己負担していただきます。	実費
理容代	園内にて訪問理容をご利用の場合	2,000円～3,000円
行政手続代行	かかった費用を自己負担していただきます。	実費
個人の趣味的活動など	ご希望による特別な食事に要する費用、園内での創作活動費用など	実費